

伊賀市の 中期財政見通し

期間：令和 9 年度～令和 1 3 年度

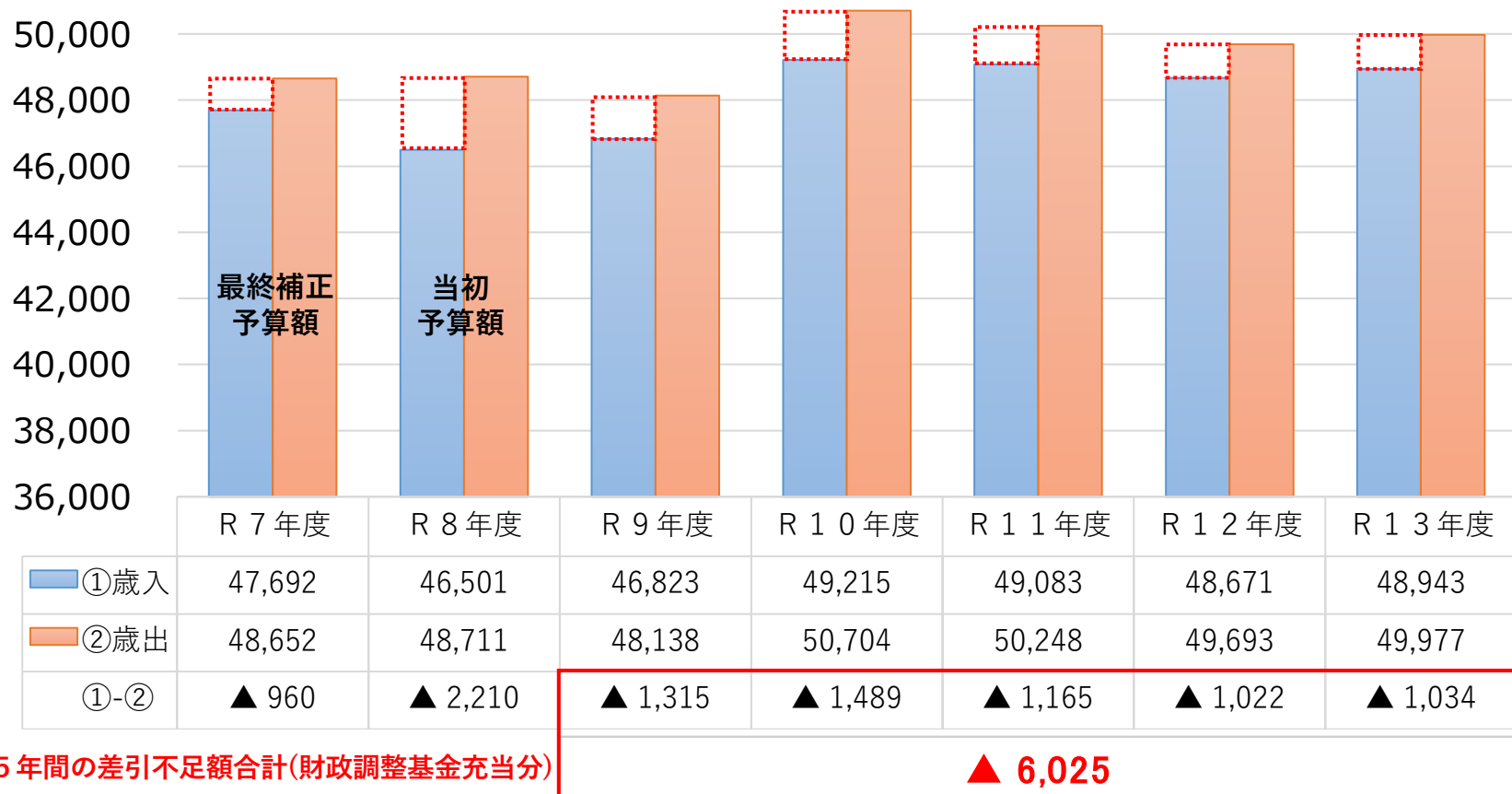


令和 8 年 7 月
伊賀市財務部財政課

伊賀市の中期財政見通し

・・・財政調整基金充当分

単位：百万円



※繰越明許費及び翌年度へ繰越すべき財源は、除外して算定しています。

※R8年度以降の歳入・歳出は、決算における歳出の不用額（未執行分）や歳入の実績差（増収・未収）を考慮せず、予算ベースにより算定しています。

※ごみ処理広域化など現在検討中の大型事業は、除外して算定しています。

令和 9 ～13年度の 5 年間で計約60億円の収支不足（予算ベース）が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が予想されます。

歳入内訳

単位：百万円

	項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1	市税	15,035	15,118	15,182	15,246	15,311	15,377
2	地方譲与税	601	601	601	601	601	601
3	利子割交付金	37	37	37	37	37	37
4	配当割交付金	137	137	137	137	137	137
5	株式等譲渡所得割交付金	192	192	192	192	192	192
6	法人事業税交付金	393	399	404	409	414	419
7	地方消費税交付金	2,650	2,693	2,725	2,758	2,791	2,825
8	ゴルフ場利用税交付金	191	191	191	191	191	191
9	環境性能割交付金	2	2	2	2	2	2
10	国有提供施設等所在市町村助成交付金	2	2	2	2	2	2
11	地方特例交付金	215	215	215	215	215	215
12	地方交付税	10,415	10,590	10,784	10,980	11,177	11,377
13	交通安全対策特別交付金	7	7	7	7	7	7
14	分担金及び負担金	396	391	387	383	379	375
15	使用料及び手数料	455	455	455	455	455	455
16	国庫支出金	5,859	6,352	7,533	7,394	7,343	7,405
17	県支出金	3,163	3,308	3,345	3,505	3,561	3,726
18	財産収入	151	151	151	151	151	151
19	寄附金	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
20	繰入金	1,481	1,882	1,882	1,882	1,860	1,860
21	繰越金	500	500	500	500	500	500
22	諸収入	500	645	645	676	676	676
23	市債	3,069	1,905	2,788	2,310	1,619	1,363
	合 計	46,501	46,823	49,215	49,083	48,671	48,943

1 市税

令和8年度当初予算をベースに、国の名目GDP成長率を反映して試算しています。近年の税収の上向き傾向を踏まえ、昨年度の見通しと比べ全体的に上振れとなっており、令和9年度の151億円台から令和13年度の153億円台で推移する見込みです。

一方で、生産年齢人口の減少が続く見込みであることから、今後も大幅な税収増を見込める状況にはなく、中長期的には伸び悩みのリスクがあると考えます。

2 地方交付税

従来は人口推計に応じて交付額が減少する前提で試算していましたが、近年は、物価上昇や人件費上昇、行政需要の増加等を背景として、基準財政需要額自体が増加傾向で推移しており、追加交付等も含め、交付額全体としては微増傾向となっています。

このため、今回から単純な人口推計による試算ではなく、過去の基準財政需要額及び基準財政収入額の推移から試算する方法へ見直しました。

その結果、地方交付税総額は令和9年度の105億円台から令和13年度の113億円台まで増加する見込みとなっています。

なお、地方交付税は国の地方財政対策や地方税収等の影響を受けるため、今後の制度改正等によって変動する可能性があります。

3 国県支出金・市債

普通建設事業費や補助費、物件費など、歳出側で見込んでいる事業量に連動して試算しています。特に令和10年度は、大型事業の実施に伴い市債及び国県支出金が増加しています。

歳出内訳

単位：百万円

	項 目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1	人件費	10,247	9,914	10,263	10,242	10,710	10,521
	うち退職手当	402	0	147	0	273	0
2	物件費	10,327	10,568	10,905	11,327	11,171	11,484
3	維持補修費	510	530	552	574	606	621
4	扶助費	8,862	9,261	9,684	10,133	10,609	11,114
5	補助費等	5,665	5,842	5,569	5,420	5,276	5,199
6	普通建設事業費等	1,293	2,258	4,264	3,089	2,251	1,808
7	災害復旧事業費	210	210	210	210	210	210
8	公債費	5,079	4,895	4,696	4,591	4,297	4,350
9	積立金	1,458	1,758	1,658	1,758	1,658	1,758
10	投資及び出資金・貸付金	2,207	40	40	40	40	40
11	繰出金	2,823	2,832	2,833	2,834	2,835	2,842
12	前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
13	予備費	30	30	30	30	30	30
	合 計	48,711	48,138	50,704	50,248	49,693	49,977

1 人件費

従来は、定年延長や退職者数の増減、定期昇給による増減率などを反映して算定しており、人事院勧告等に伴う給与改定については、実施の有無や改定率が不確定であることから見込んでいませんでした。

一方で、近年は、国が実質賃金上昇の定着を目指している状況を踏まえ、今回の試算からは一定の給与改定を見込んで試算しています。その結果、人件費は令和9年度の99億円台から令和13年度の105億円台で推移する見込みとなっています。

2 物件費

近年の物価上昇を踏まえ一定の物価上昇を見込んで試算しており、令和9年度の105億円台から令和13年度の114億円台まで増加する見込みです。特に、委託料や指定管理料、施設維持管理経費などを中心に増加傾向となっています。

3 扶助費

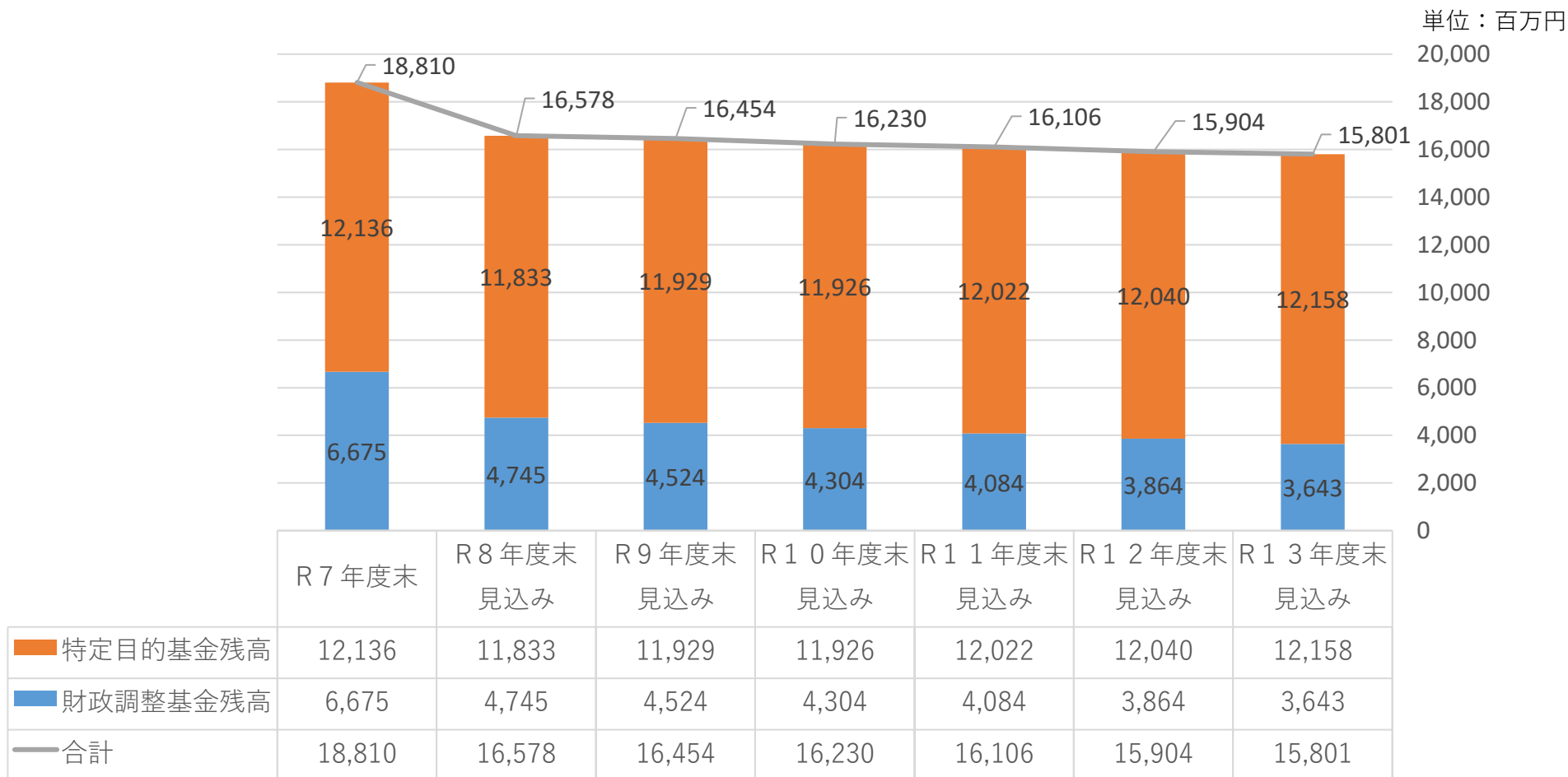
高齢者分、若年者分とも年齢別人口推計を踏まえて試算しており、令和9年度の92億円台から令和13年度の111億円台まで増加する見込みです。特に、社会保障関係経費の増加や子育て支援関連経費などを中心に増加傾向となっています。

4 普通建設事業費等

各部局への財政需要調査結果を反映するとともに、近年の建設資材価格や労務単価の上昇傾向を踏まえ、建設工事費の上昇を見込んで試算しており、令和10年度が42億円台でピークとなっています。

主な事業としては、印代山神線（山神橋）橋梁架替工事（R9～12年度）、消防東分署・阿山分署統合分署整備事業（R9～11年度）、いがっこ給食センター夢厨房等設備機器更新工事（R9～11年度）などを見込んでいます。

基金の見通し（決算ベース）



※中期財政見通し（2 ページ）では、5 年間累計で約60億円の収支不足（予算ベース）が生じる試算となっていますが、R9年度以降の決算を考慮した実質的な収支額を±0と仮定し、残高の試算を行っています。

1 基金残高

基金残高は、令和13年度末時点で約158億円台を見込んでおり、各基金の目的に応じた一定の対応力は確保できる見通しとなっています。

財政調整基金については、令和13年度末時点の残高が約36億円程度となっており、本市が目安としている「40億円程度（標準財政規模の15%程度に相当）」の水準を概ね維持しています。

財政調整基金は、景気変動による収収減少や災害対応など、不測の事態に備えるための重要な基金であり、収支不足を補填するために継続的に依存することは望ましいことではありません。

2 財政見通しと基金残高の関係

今回の財政見通しでは、5年間累計で約60億円の収支不足が生じる試算となっていますが、これは各年度の当初予算時点における財源不足額を単純合計したものであり、実際の運用においては、決算剰余金の積立や年度間の取崩調整などを行うため、同額がそのまま基金残高の減少につながるものではありません。

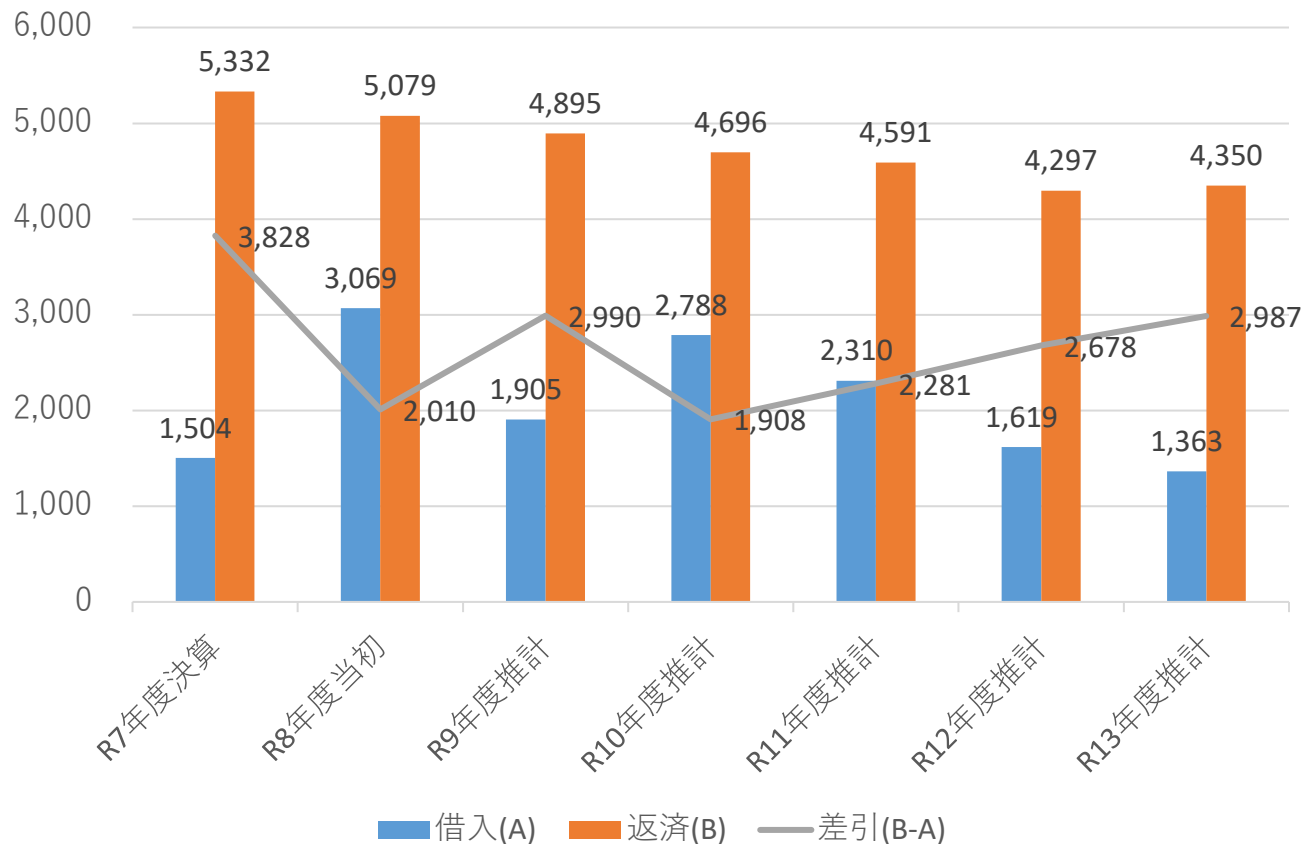
そのため、基金残高の試算は、過去の積立・取崩実績を基に一定の前提条件を設定した上で、年度末残高ベースで推計しており、この試算からは、当面は一定の基金残高を維持しながら、概ね安定的な財政運営が可能であると見通しています。

3 まとめ

今後は人口減少や高齢化の進行に伴い、市税等の一般財源の大きな伸びを見込みにくい一方、物価上昇や社会保障関係経費の増加などにより、財政需要の拡大が続くことが想定されます。そのため、基金残高が一定水準にある現時点においても、基金に過度に依存することなく、歳入規模に応じた持続可能な財政運営を進めていく必要があります。

起債プライマリーバランスの見通し

単位：百万円



考察

本市の財政運営は、合併後の集中投資期を経て、現在は「借りる額」より「返す額」が上回る局面へ移行しており、市債残高は縮減基調で推移する見通しです。

今後も、現在検討されている大型事業や、公共施設の老朽化対策、インフラ更新への対応を見据え、事業規模の平準化と有利な地方債の活用により、起債プライマリーバランスを意識した持続可能な財政運営を進める必要があります。

前提条件

- ・ 経済成長率は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月22日公表）」における名目GDP成長率（過去投影ケース）を反映する。
- ・ 人口推計は、過去の実人口の推移を踏まえて算出する。

【歳入】

市 税	■個人市民税：国の名目GDP成長率を踏まえて計上する。 ■法人市民税：国の名目GDP成長率を踏まえて計上する。 ■固定資産税：令和8年度予算額を令和9年度以降横置きとする。 ■その他の税：令和8年度予算額を令和9年度以降横置きとする。
地方譲与税・交付金	■地方消費税交付金：国の名目GDP成長率を踏まえて計上する。 ■地方揮発油譲与税： ■自動車重量譲与税： ■森林環境譲与税： ■利子割交付金：令和8年度予算額を令和9年度以降横置きとする。 ■配当割交付金： ■株式等譲渡所得割交付金： ■その他の交付金：
地方譲与税・交付金	■地方特例交付金：令和8年度予算額を令和9年度以降横置きとする。 ■法人事業税交付金：国の名目GDP成長率を踏まえて計上する。
地方交付税	■普通交付税：基準財政収入額及び基準財政需要額のシミュレーションを踏まえて計上する。 ■特別交付税：令和8年度予算額を令和9年度以降横置きとする。
分担金及び負担金	・ 受益者数の変動が見込まれるものは、人口推計の伸び率を踏まえて計上する。（保育所負担金等） ・ それ以外のものについては、令和8年度予算額を令和9年度以降横置きとする。

前提条件

使用料	・ 令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。
手数料	・ 令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。
国庫支出金	■ 投資的経費 : ■ 物件費 : ■ 扶助費 : ■ 補助費 : ■ その他 : 令和 8 年度予算額に対する国庫補助金の充当率及び将来の所要額に対し見込まれる財源 を基に各年度を推計する。 令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。
県支出金	■ 投資的経費 : ■ 物件費 : ■ 扶助費 : ■ 補助費 : ■ その他 : 令和 8 年度予算額に対す県支出金の充当率及び将来の所要額に対し見込まれる財源 を基に各年度を推計する。 令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。
財産収入	・ 令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。
寄附金	・ 令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。
繰入金	・ 事業計画に基づかない項目は、令和 8 年度予算額を令和 9 年度以降横置きとする。 ・ ふるさと応援基金繰入金は、毎年度10億円を計上する。 ・ 財政調整基金は、毎年度 5 億円を計上する。
繰越金	・ 毎年度の執行残分として 5 億円を計上する。
諸収入	・ 令和 8 年度予算額に対し、過年度に企業等に貸し付けた元金返済等を計上する。
市債	・ 令和 9 年度以降の物件費、普通建設事業費、維持補修費等に対し、令和 8 年度予算額から算出した地方債充当割合を乗じてるとともに、将来の所要額を基に市債発行額を計上する。

前提条件

【歳 出】

人件費	■特別職（議員含む）：令和８年度予算額を令和９年度以降横置きとする。 ■委員等報酬：令和８年度予算額を令和９年度以降横置きとする。 ■職員給：定年延長や今後の退職者の増減、定期昇給、給与改定などを推計して計上する。
物件費	・毎年度継続的に必要となる経費について、物価上昇等を加味し、将来の所要額を推計して計上する。
維持補修費	・毎年度継続的に必要となる経費について、物価上昇等を加味し、将来の所要額を推計して計上する。
扶助費	・年齢別人口推計の伸び率を踏まえて計上する。
補助費等	・特殊要因は、将来の所要見込み額を計上する。 ・特殊要因以外は、令和８年度予算額を令和９年度以降横置きとする。
投資的経費	・普通建設事業費は、毎年度継続的に必要となる経費について、物価上昇等を加味し、将来の所要額を推計して計上する。 ・災害復旧事業費は、令和８年度予算額を令和９年度以降横置きとする。
公債費	■既発債：・元利償還金を積上げ計上する。 ■新発債：・10年償還（２年据置）として計上する。金利は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における名目長期金利（成長移行ケース）の伸び率を用いて推計した。
積立金	・各基金の前年度末残高に対する利子見込み額を計上する。 ・ふるさと応援寄附金は、令和８年度予算額を令和９年度以降横置きとする。 ・財政調整基金は、繰越金５億円の1/2を計上する。
投資及び出資金・貸付金	・令和８年度予算額を令和９年度以降横置きとする。
繰出金	・将来の所要見込み額を計上する。